

# 平成 29 年度事業計画

## 第 1 基本方針

本会は、国民健康保険法に基づき保険者の共同目的を達成するために設立された公法人であり、国保、後期高齢者医療制度、介護保険等の円滑かつ健全な運営が図られるよう、市町村、国保組合、後期高齢者医療広域連合と連携し、地域住民に密接な事業を行ってきた。

今般、中期的な視点に立ち、新たに生じる課題や財政の健全化を含めた計画的な事業運営と財政運営により、引き続き保険者の負託に応えるため策定した平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 か年の「中期経営計画」に基づき、次のとおり基本方針を定める。

- 1 保険者事業運営の支援
- 2 新たなニーズ・課題への取り組み
- 3 健全で効率的な組織運営への取り組み

## 第 2 重点事業

- 1 保険者事業運営の支援

### (1) 医療費適正化対策の推進

#### ア 審査の充実・強化

高点数レセプトの重点審査を行うための新たな担当部署を設置し、さらなる医療費適正化を図る。また、診療報酬審査委員による効率的な審査を実施するため、IT を最大限に活用した審査事務共助を行う。

### (2) 共通事業の推進

#### ア 福島県独自情報提供システムの統合

国保中央会開発システム（国保総合システム等）から出力できない保険者が必要な情報を提供するため開発した現在の 3 システム（国保連データ管理システム・独自帳票作成システム・福島県国保医療統計システム）は、次期国保総合システムの稼働に合わせた改修が必要となる。このため、現在のシステムを 1 システムに統合するとともに情報整理並びに利便性向上を図る。稼働は、平成 30 年 2 月とする。

### (3) 保健事業の推進

#### ア データヘルス計画の評価及び策定支援

データヘルス計画については、平成 29 年度までを第一期として策定している保険者が多数であるため、平成 29 年度は、第一期の評価及び第二期の策定年度となる。保険者での評価及び計画策定が円滑に行われるよう、支援・評価委員会等において支援を行う。

#### イ 保健指導の実施率向上に向けた支援

福島県における内臓脂肪症候群該当及び予備群該当の増加、生活習慣病罹患者の増加といった状況の中、生活習慣病等の改善には、保健指導の実施率向上並びに保健指導の質の向上が求められる。そのため、保健指導の必要性やスキルアップにつながる研修・情報提供等の支援を行う。

### (4) 介護保険業務並びに障害者総合支援業務の推進

#### ア 介護保険者回線高速化

介護保険及び障害者総合支援関係の現行 ISDN 回線による市町村と連合会間の伝送方法を見直し、より高速な連合会ネットワークを利用したさらなる事務の効率化、情報伝達の迅速化を進める。

#### イ 請求省令改正に伴う請求事業者への対応

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求は、平成 30 年度以降、伝送又は電子媒体による請求に原則義務化される。さらに伝送方法は ISDN 回線による請求が廃止され、インターネット回線による請求のみとなる。請求事業者に対し制度の周知を図るとともに円滑な移行を促すことで審査支払業務の効率化を図る。

#### ウ 障害福祉サービス等の給付費等にかかる審査事務の実施

平成 30 年度から本会に審査機能が追加されるが、事前準備として関係機関との調整を図り、円滑な審査機能の導入を行う。

## 2 新たなニーズ・課題への取り組み

### (1) 国保制度改革における取り組み

#### ア 国保の広域化に伴う対応

平成30年度から福島県が保険者となることを踏まえ、本会規約の見直しをはじめとする準備業務を円滑に行う。また、現在検討中である新たな保険給付費等の請求支払業務の在り方について、その決定した内容に従い確実に実施する。

#### イ 国保情報集約システムの円滑な導入

平成30年4月からの稼働に向け、アプリケーション導入・動作確認及び市町村とのテストを実施し、保険者業務を円滑に行うため、運用業務に関する説明会及び操作研修会を開催する。資格情報の取り込みにかかる事前作業においては次期国保総合システムと適切な連携を図り、セキュリティ対策として各業務端末へ二要素認証を導入する。

#### ウ 地方単独医療費助成事業の併用レセプトによる請求支払事務の対応

市町村が実施する乳幼児・子ども、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭の医療費助成事業を対象として、地方単独事業の併用レセプトによる請求支払事務を平成30年4月診療分より実施するため、関係機関との調整を積極的に進める。

#### エ レセプト二次点検業務の受託

国保事業の広域化に伴い、保険者からの要望に応え、現在保険者が実施しているレセプト二次点検業務を受託するため、実施体制の構築及び執務室環境の整備を行う。

### (2) 番号制度関連事業における取り組み

#### ア オンライン資格確認に関する対応

国保中央会による設計・開発状況の把握及び情報収集を行い、積極的に説明会等へ参加し、保険者及び保険医療機関等への情報提供に努める。また、国保情報集約システム等にかかる改修の必要性を確認する。

#### イ 個人番号を活用した介護保険業務・障害者総合支援業務の共同処理事業に向けたセキュリティ強化

個人番号を利用した高額医療・高額介護合算及び高額障害福祉サービス等給付費の共同処理事業を受託可能にし、より精度の高い情報配信を行う。そのため介護基幹系システムに対し、必要なセキュリティ対策を行う。

### (3) システムの円滑な導入と安定稼働

#### ア 次期国保総合システムの導入及び安定稼働

平成 30 年 1 月からの安定稼働に向け、データ是正、運用テスト、データ移行作業を実施し、保険者業務における円滑な切り替えのため、業務内容に関する説明会及び操作研修会を開催する。また、国保中央会による効率的なシステム運用の見直しにかかる改修を受け、運用委託費用の軽減を図る。

#### イ 各種システム機器更改の対応

平成 31 年の後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改に伴い、後期高齢者医療広域連合にて円滑な更改作業が行えるよう、本会では、機器導入に関する支援業務の内容及びスケジュール等を策定する。

### (4) 福島県保険者協議会の活動推進への取り組み

#### ア 医療計画・医療費適正化計画への意見提出

福島県の医療計画・医療費適正化計画策定に関し、保険者協議会において行った調査及び分析等に基づく意見提出を行う。

#### イ 健康なまち・職場づくり宣言 2020 達成に向けた取り組みの推進

日本健康会議の活動指針である「健康なまち・職場づくり宣言 2020」により、保険者協議会として地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。その中で、保険者間の特定健診等データの移動にかかる一定のルール作りを行う。

### 3 健全で効率的な組織運営への取り組み

#### (1) リスクマネジメントの強化

##### ア 事業継続計画（BCP）の策定・継続的改善

事業活動を取り巻く環境が複雑さを増す中、自然災害等の事業継続を妨げる様々な想定リスクへの対応計画策定の必要性が高まっている。

本会は、どのような状況下においても診療報酬等の支払い等を遅滞なく円滑に行うことが求められているため、本会の重要業務の実施・継続を行う基盤を整えることを目的として事業継続計画（BCP）を策定する。

なお、全国国保連合会と国保中央会とが連携し支援協力体制を構築すべき場合も想定されることから、国保中央会に設置された事業継続計画策定検討委員会の議論を踏まえて検討する。

##### イ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）及びプライバシーマークの維持・更新

本会が取り扱う情報資産の重要性を認識し、平成 20 年 3 月にプライバシーマーク（JISQ15001）、平成 28 年 9 月に ISMS（ISO27001）を取得した。今後も各種法令等を遵守し、情報資産を安全かつ適切に取り扱うために機密性、完全性、可用性の確保に努める。また、情報セキュリティ関連に適用される要求事項を満たすとともに、継続的改善により情報セキュリティの向上に努める。

#### (2) 人材育成と人員数の適正化

##### ア 人事考課制度の定着・改善

新たなニーズや課題を適切に捉え、良質な保険者サービスの提供に取り組み、効率的な組織運営を実現するためには、広い視野で業務環境の変化に対応できる職員の育成が不可欠である。本会は効果的、効率的な人材育成のための手段として、平成 27 年度から人事考課制度を導入している。今後はさらなる職員の質の向上、組織の活性化を図るため、制度の定着・改善を図る。

##### イ 人員数の適正化

「財政運営計画」において、平成 33 年度までに正規職員数を 3 人減の 86 人とすることから、事務局組織の整理統合及び人材育成による職員の質の向上により、人員数の適正化を進める。

#### (3) 財政の透明性の確保と組織運営の効率化による経費削減

##### ア 財政運営計画の推進

保険者財政への影響を最大限考慮しつつ、会計の収支均衡を目指し、コスト意識の向上と良質な保険者サービスの両立を図ることを目的に策定した「財政運営計画」を推進する。

### 第3 その他の事業

#### 1 保険者事業運営の支援

##### (1) 医療費適正化対策の推進

- ア 審査支払業務の充実強化（国保・後期）
  - (ア) 一次審査（医科）における目標値の設定
  - (イ) 電子レセプトに特化した効率的な審査事務共助
  - (ウ) 審査事務共助の拡充
  - (エ) 保険者のレセプト点検事務に対する支援
  - (オ) 診療報酬審査委員会の審査環境の整備
  - (カ) 審査基準の統一化と効率化
  - (キ) レセプト電子データ情報の提供
- イ 柔道整復療養費の適正な審査の推進
- ウ 海外療養費にかかる保険者支援業務の実施
- エ 第三者行為求償事務の実施
- オ 「国保のすがた」の作成・配布
- カ 退職被保険者適用適正化対策共同事業の実施
- キ ジェネリック医薬品の普及促進
- ク 医療費の通知資料の作成
- ケ 事務点検資料の作成

##### (2) 共通事業の推進

- ア 各種会議の開催
- イ 国保各地区部会意見交換会の実施
- ウ 保険者共同電算処理による保険者事務の効率化と支援
- エ 福島県国民健康保険団体連合会ネットワークの活用
- オ 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の実施
- カ 国民健康保険療養費の申請・支給管理業務の支援
- キ 保険者間調整の実施
- ク 広報事業の実施
- ケ 「国保料（税）収納率向上対策の状況」の冊子の作成・配布
- コ 物資斡旋
- サ 国民健康保険運営資金の融資

(3) 保健事業の推進

- ア 特定健診・特定保健指導の強化
- イ 各種協議会等の運営
- ウ 本会保持データ利活用の調査・研究
- エ 情報提供の充実強化

(4) 介護保険業務並びに障害者総合支援業務の推進

- ア 介護給付費及び総合事業費の審査支払と介護保険者事務共同処理業務の運用と拡充
- イ 障害者総合支援法等にかかる給付費等の支払事務と障害者総合支援法等市町村共同処理業務の運用と拡充
- ウ 介護保険業務推進検討委員会の設置
- エ 介護保険主管課長会議の開催
- オ 市町村担当者の研修会の開催
- カ 介護保険事業所等に対する研修会
- キ 介護予防・日常生活支援総合事業費の審査支払業務の支援
- ク 介護・障害者総合支援システムの安定運用
- ケ インターネット請求の促進
- コ 介護給付適正化事業の推進
- サ 介護サービス苦情処理業務の実施
- シ 特別徴収にかかる経由事務（国保税、介護保険料、後期保険料）

## 2 新たなニーズ・課題への取り組み

### (1) 国保制度改革における取り組み

- ア 国保制度改善強化全国大会への参加
- イ 関係省庁及び国会議員に対する陳情
- ウ 国民健康保険制度改革に向けた対応

### (2) 番号制度関連事業における取り組み

### (3) システムの円滑な導入と安定稼働

- ア 広域連合標準システムの運用
- イ 番号制度情報連携対応に関わる作業

### (4) 福島県保険者協議会の活動推進への取り組み



### 3 健全で効率的な組織運営への取り組み

#### (1) リスクマネジメントの強化

ア セキュリティ対策の強化

#### (2) 人材育成と人員数の適正化

ア 関係機関への職員の派遣

イ 外部研修への参加

ウ 内部研修の充実

#### (3) 財政の透明性の確保と組織運営の効率化による経費削減

ア 実費弁償方式の確認申請事務の確実な実施

イ 手数料設定の透明化

ウ 積立根拠の明確な積立金の保有

エ 指名競争入札を原則

オ 委託契約の見直し・改善

カ 日常業務の見直し・改善